

四季彩のむら指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：四季彩のむら棚田地域振興協議会

1. 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称）

棚田地域の区域	棚田地域の名称
旧高鍋町地域	四季彩のむら棚田

2. 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止

- ・令和6年度まで現在の農用地面積2.1haを維持する。

② 農業及び保全活動の担い手の確保

- ・保全活動に取り組む人数11名を維持する。
- ・四季彩のむらと町の連携を強化し、新たな就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・有機農法や特別栽培を実践することで、作物の付加価値を高める。現在、有機農業7a、特別栽培57aから合計20a増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和6年度まで、担い手への農地集積の促進により、米の作付面積2.1haを維持する。
- ・有機農法で栽培した米を学校給食に提供する。

② 良好な景観の維持・形成

- ・田畑の耕作や畔の草刈り、水路・農道等の維持管理を年12回行うことにより、里山環境や棚田の景観を保全する。
- ・水田に緑肥を植栽するなどし、棚田地域の良好な景観を形成する。

③ 伝統文化の継承

・地域の小学生と四季彩のむらの住民とで、機械を使わない田植えや稲刈り、掛け干しの体験会、餅つきの体験会を毎年度開催する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・コロナ禍で開催中止が続いている「たかなべ彩りリレーマラソン」（四季彩のむらで開催）の参加者を300人以上確保する。

3. 計画期間

令和4年認定月～令和7年3月

4. 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄地の発生防止

町単独補助金や多面的機能支払交付金を活用しながら、共同保全活動による農地の草刈りや水路・農道等の管理を行うことにより、地域のつながりを強め、耕作放棄地の発生を防止し、棚田等の保全を図る。

② 農業及び保全活動の担い手の確保

認定農業者、農業法人等が連携し新たな担い手の掘り起こしを行うとともに、町、関係機関、四季彩のむらが協力し、耕作面積の拡大を目指す新たな農業者を受け入れることにより、指定棚田地域における将来の保全活動等の担い手となる中心的リーダーを育成し、農地の集積集約を推進していく。

③ 生産性・付加価値の向上

有機農法や特別栽培を実践し、作物の付加価値を高める。化学農薬の低減により経費の削減を図るとともに、農作業の効率化・省力化を図り、生産性の向上につなげる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

担い手への農地集積を促進し、指定棚田地域での米の作付面積を維持する。また、指定棚田地域で生産された米をPRするため、町内の学校給食に提供するとと

もに、町の広報誌や町のホームページ、Facebookなどを活用し、広報活動に努める。

②良好な景観の維持・形成

地域の共同保全活動により、指定棚田地域の良好な里山環境や棚田の景観を維持し、次世代へ継承していく。

共同保全活動による棚田地域の環境維持に加え、水田に緑肥としてレンゲを植栽するなどし、良好な景観を形成していく。

③伝統文化の継承

四季彩のむらが積極的に田植えや稲刈り、餅つきの体験会等に参加し、地域の青少年との交流を行うことにより、地域コミュニティの強化を図り、伝統文化を次世代へ継承していく。

(3)棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

高鍋観光協会のブログやSNSを活用し、四季彩のむらの情報発信を行うことで関係人口を増やし、コロナ収束後の「たかなべ彩りリレーマラソン」の参加を促進する。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、四季彩のむら棚田地域振興協議会である。

5. 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

四季彩のむら棚田地域振興協議会は、宮崎県、高鍋町、四季彩のむらで構成。

参加者の名称については、「別添 5 四季彩のむら棚田地域振興協議会規約」のとおり。